

100条調査特別委員会記録

招集年月日	令和7年11月26日	午前10時00分
招集場所	多古町議会 議場	
開 会	令和7年11月26日	午前10時00分
出席委員	◎勝又一徳 ○飯田良一 宇井伸征 伊橋孝太郎 行橋千春 橋本孝之 佐藤利治 佐藤幸三 菅澤博隆 高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子 鵜澤 茂	
欠席委員	なし	
会議録署名委員	高坂恭子 土井秀敏	
事務局	事務局長 鈴木裕之 事務局 篠塚雪乃	
協議事項	1 証人尋問について 2 今後の委員会について 3 その他	

会 議 の 経 過

○委 員 長 おはようございます。ただいまの出席委員数は13人です。定足数に達しておりますので、これより、本日の委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町委員会条例第24条により高坂恭子委員、土井秀敏委員を指名いたします。

これより議事に入ります。本日は、証人尋問を行います。本件について出頭を求めた証人は、木川貴美子君、萩原宏紀君、以上の2名であります。

それでは、証人に入場していただきます。

暫時休憩します。

(証人入場)

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時01分

○委 員 長 再開します。証人のお二人におかれましては、お忙しいところご出席をいただきありがとうございます。本委員会へのご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定によるものであり、また、これに基づいて、この尋問には民事訴訟法に関する規定が準用されることになっています。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これらを拒むことができることとなっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にあり、またはあつた者、後見人と被後見人の關係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名譽を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあつた者が、その職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出をお願いいたします。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の關係にあり、また

はあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について質問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処されることとなっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

なお、本委員会は公開となっております。発言は、個人情報に関する事項以外は、全て公開されることをご承知おきください。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴の方も含めまして、全員ご起立を願います。

(全員起立)

○委員長 木川貴美子君、代表して宣誓書を朗読願います。

○木川貴美子証人 宣誓書、私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和7年11月26日、木川貴美子。

○委員長 ご着席ください。それでは、各証人は、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

これから順番に一人ずつ証言を求めることとなりますが、最初に木川貴美子君より行います。萩原宏紀証人におかれましては、控室でお待ちくださいますようお願い申し上げます。

暫時休憩します。

(1 証人退場)

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時07分

○委員長 再開します。これより尋問を行います。証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問しているときは、おかけになっていってよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

質問は、一問一答形式で行います。

ここで委員各位に申し上げます。委員各位におかれましては、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、また証人の人権に十分留意されますようお願いをいたします。

なお、質問に対して証人は、自己の体験した事実のみを述べるものでありますので、証人に意見や考えを求めることはできません。さらに、尋問は捜査ではありませんので、証人を責めるような口調、態度であってははいけませんので、ご注意を願います。

それでは、最初に私から人定事項をお尋ねいたします。木川貴美子証人の氏名、住所、生年月日、職業については、お配りした紙に記載のとおりで間違いありませんか。

木川証人。

○木川貴美子証人 間違いございません。

○委員長 次に、同じく私から事務執行に係る選挙への認識について、いくつかお尋ねをします。

1点目として、各学校へたこみん新聞創刊号の配布依頼をするための起案に対して、教育長が4月の11日に決裁をされています。その際に、問題とされた当該新聞が起案用紙に添付されていたか。また、添付されていた場合、近々に迫る議員選挙への立候補者の写真が掲載されていたことを認識されていましたか。お答え願います。

木川証人。

○木川貴美子証人 起案に、該当するチラシは証拠書類として付いていたかというふうに思います。

また、近々に迫る選挙の候補予定者である方の記事が載っていたことは認識しております。以上です。

○委員長 記事という形でありましたが、私の方から立候補者の写真が掲載されていたことを認識されていましたかという形であります。もう一度、証言をお願いいたします。

木川証人。

○木川貴美子証人 失礼いたしました。写真が掲載されていたことは認識しております。

○委員長 次に2点目としまして、各学校への配布依頼はボックスへの配架ということですが、ボックスへ配架してから実際に各学校が当該新聞を受け取り、児童生徒への配布をするまでには数日を要すると思われませんが、そのことは認識されていましたか。お答えを願います。

木川証人。

○木川貴美子証人 多くの場合が、大体学校の方から配架した当日、あるいは次の日等に取りに来ていただくことが多かったのですが、多くは二、三日の間に生徒に配布されるというのが多かったというふうに認識しております。ですので、今回の四、五日というのは割と長い期日だったというふうな認識でおります。以上です。

○委員長 次に3点目としまして、令和5年2月に千葉県から公民教育教育のあり方という通知が発出されているかと思いますが、どのような内容であったのかをお答え願います。

木川証人。

○木川貴美子証人 詳細についてはちょっと思い出せない部分もありますが、選挙権が18歳になったことに伴うことから、高校生に対する公民教育のあり方についての通知だったかというふうに認識をしております。以上です。

○委員 長 次に4点目としまして、令和5年6月定例会の際、一般質問の答弁において、公民教育について県から通知があり、小・中学校に対して、選挙の部分について注意深く対応するようにとの通知だったと答弁をされていますが、各学校へ配布依頼する起案文書を決裁する際に、この通知のことを意識されましたか。

また、立候補者の写真の掲載を認識していた場合、選挙への影響について想定、意識されていましたか。お答えをお願いします。

木川証人。

○木川貴美子証人 すいません。委員長、もう一度お願いいたします。今の質問について。

○委員 長 それでは、もう一度質問をいたします。令和5年6月定例会の際、一般質問の答弁において、公民教育について県からの通知があり、小・中学校に対して、選挙の部分について注意深く対応するようにとの通知だったと答弁をされていますが、各学校へ配布依頼する起案文書を決裁する際に、この通知のことを意識されていましたか。

また、立候補者の写真の掲載を認識していた場合、選挙への影響について想定、意識されていましたか。お答えをお願いします。

木川証人。

○木川貴美子証人 先ほどの通知の方を認識されていたかということでございますけれども、一般質問でお答えしたとおり、チラシに掲載されている写真等につきまして、写真あるいは記事につきましては、特に選挙の部分についての記載がなかったことから、公職選挙法にあたる、その文書図面の注意にあたるというような認識はございませんでした。このことから、そういった通知について、その県からの通知についてリンクさせたというふうに認識したような記憶はございません。以上です。

○委員 長 次に5点目としまして、令和5年6月の定例議会の際の一般質問において、告示日1週間前に小・中学校の児童生徒を通じて家庭に配布したのは明らかに注意に欠ける行動であり、不適切であったと答弁をされていますが、これは令和5年4月23日に執行された議会議員選挙に対してということですか。お答えをお願いします。

木川証人。

○木川貴美子証人 お見込みのとおりでございます。以上です。

○委員 長 最後に、議会議員選挙の告示日までの日数が少ないことから、本新聞の配布依頼をする際に、配布の期日を指定すべきであったと考えられますが、その認識はありましたか。お答えをお願いします。

木川証人。

○木川貴美子証人 おっしゃるとおりだと思います。大変配慮に欠ける対応だったというふうに今でも反省しております。以上です。

○委員 長 以上で、私からの共通質問を終了します。

次に、委員の皆様から証人に通告しました事項について、補足質問があれば、これを許します。質問はございませんか。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは5番目に質問のありましたところで、不適切であったというキーワードが出てきたと思いますが、その件についてお尋ねしたいと思っております、配布されたこと自体が不適切であったという認識で、当時答弁されたかと思ったんですけれども、政治活動を行っていく中では、今回、第三者の資金が使われて新聞が用意されたということで、それが選挙の直前になって、結果はどうあれ出回ったということが起きたと思っております、なぜこれが取り上げられたかといいますと、今後いろんな多古町で行われる選挙において、同様のことが起きた場合には、公平な選挙が行われないのではないかということから、今回、この委員会の趣旨というところがあると思しますので、不適切だったという認識はおっしゃっていただいて確認できたんですけれども、その後の、例えば議会とか行政運営において、また同じようなことが起きてはならないので、対策を講じようであったりとか、何かアクション起こさなければならないとは、当時認識されたというか、そこまでは至らなかったということでしょうか。ご答弁をお願いします。

○委員 長 木川証人。

○木川貴美子証人 申し訳ございません。最後の部分がちょっとよくわからなかったのです。それは、今回の件が終わってから、何かしらの措置を講じたかどうかと。私の場合教育委員会なんですけど、教育委員会の方で何かの措置を講じたかどうかというご質問でしょうか。

○委員 長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 失礼いたしました。今回、100条委員会が始まるきっかけとなったのが、教職員も含めまして町の行政に関わる公務員の方が、今後庁舎であったりとか、教育委員会を通して同じようなことが起きないようにするためというのが目的であったと思しますので、間違えたという認識が当時あったのであれば、これから多古町の行政として同じようなことが起きてはならないのではないかと思ったので、私、決議案提出者ですので、発言させていただいたというのがございます。ですから、当時なぜかという、間違えたとか、不適切であったということが行われたという認識もお持ちにも関わらず、なぜそれを防止しようという取組が起きなかったのかというのが一つの疑問であったので、そのときは不適切だと認識はしたんですが、不適切だと思ったという認識はあったけれども、その後の対策は何か講じなければいけないというふうに思わなかったということでしょうか。

○委員 長 宇井委員に申し上げます。先ほど私から申し上げたとおり、証人には自己の体験した事実のみを述べるものでありますので、意見や考えを求めることはできません。その点を留意して質問をお願いいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時21分

○委 員 長 再開します。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それではですね、質問させていただきますが、5番目の不適切であったという答弁をされたときに、再発防止策を講じたか講じなかったかをお知らせください。お願いします。

○委 員 長 木川証人。

○木川貴美子証人 ただいまの質問でございますけど、教育委員会としては、今回のことはとても重く受けとめております。また、教育委員会が判断して各学校の方にその通知を子どもたちに配ってくださいとした時期もあまり適切ではなかったというところから、こういった文書についてはもっと慎重に対応しなくてはいけないねという話を、内部で確認をいたしました。以上です。

○委 員 長 他にございますか。

他に質問がございませんので、以上で木川貴美子証人への質問を終了いたします。

木川貴美子証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございます。ご退席をいただいで結構です。

暫時休憩します。

(証人退場)

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時23分

(証人入場)

○委 員 長 再開します。それでは次に、萩原宏紀証人への尋問を行いますが、証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問しているときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

質問は一問一答形式で行います。

ここで委員の皆様にご報告をいたします。萩原宏紀証人より、正確に質問事項を答えるため、メモの持ち込みの許可を求められましたので、委員長において必要と認め、これを許可いたしました。

それでは、最初に私から人定事項をお尋ねいたします。萩原宏紀証人の氏名、住所、生年月日、職業については、お配りした紙に記載のとおりで間違いありませんか。

萩原証人。

○萩原宏紀証人 間違いございません。

○委員長 では、次に、同じく私から鳴滝氏からのたこみん新聞創刊号への掲載依頼等について、いくつかお尋ねいたします。

1点目として、鳴滝氏から依頼があつて、たこみん新聞創刊号に写真とコメントを提供したかと思いますが、鳴滝氏とはどのようなやり取りをされたのか、時系列にお答えを願います。

萩原証人。

○萩原宏紀証人 まず、2023年の1月末か2月初旬ですね、鳴滝氏よりラジオ局開設の相談がありました。応援メッセージと写真を提供してほしいという依頼を受けまして、それに応じました。ただし、選挙も近いので、選管に確認するよう注意喚起を促しました。2月22日、選挙ポスターの作成を依頼いたしました。3月14日、宣材写真を複数提供いたしました。その中には、結果として選挙ポスターに使用した写真も含まれております。4月10日、選挙ポスターを受領いたしました。以上です。

○委員長 次に2点目として、当該新聞が議会議員選挙へ与える影響や、新聞の内容等について、公職選挙法に関してどのように認識されておりましたか。また、鳴滝氏に対して注意等の指示をされましたか。指示をされた場合、どのような指示をされたのか、お答えを願います。

萩原証人。

○萩原宏紀証人 まず、鳴滝氏から町おこしの思いに触れまして、それで応援をしたいという気持ちで協力いたしました。公職選挙法については、選管の方に確認をするということだったので、選挙への影響についてはクリアできているというような考えでございました。そちらについて、鳴滝氏より選管に確認をするという旨を伺いましたので、それについては確認をよろしくお願ひしますという旨をお伝えしたと思います。以上です。

○委員長 次に3点目として、当該新聞について、配布・配架するタイミングなどを含めて、どのように使われるか鳴滝氏から事前に説明を受けておりましたか。

また、議会議員選挙の告示日が近いことから、当該新聞の配布・配架の時期について、選挙への影響を認識しておりましたか。お答えを願います。

萩原証人。

○萩原宏紀証人 具体的な配布・配架時期については、説明を受けておりませんでした。以上です。

○委員長 ただいまの後段の部分なんですが、当該新聞の配布・配架の時期につい

て、選挙への影響を認識していたかどうか、お答えをいただきたいと思います。

萩原証人。

○萩原宏紀証人 失礼いたしました。選挙への認識についてですが、選挙告示間近に配布されるということがわかっておりましたら、注意喚起はしたと思います。何度も申し上げましたが、選管に確認をしたということで、そこはクリアできているという認識でした。

○委員長 最後に、たこみん新聞創刊号へ掲載された萩原宏紀証人の写真と、議会議員選挙で使用されたポスターの写真が同一でありましたが、この写真が双方に使用されること及び当該新聞が選挙前に配布・配架されることを事前に知っていましたか。お答えをお願いします。

萩原証人。

○萩原宏紀証人 こちらの写真が新聞とポスター両方に使うということは事前に知っておりました。選挙直前、選挙の前に配布される時期というのは知りませんでした。

○委員長 以上で、私からの共通質問を終了いたします。

次に、委員の皆様から証人に通告しました事項について、補足質問があれば、これを許します。質問はございませんか。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは4番目のところでお伺いしたいと思います。先ほど同一の写真が両方に使われるということは知っていたということだったと思うんですが、それを知った時点で何かアクション、行動起こされたかどうか。ポスターに使用されたという事実と、あと新聞が配布された時期に、選挙期間中または直前に配布されたっていうのがわかったタイミングで、わかった時点で何か鳴滝さんなり、教育委員会の方なり、学校教育課なりに問合せをしたとか、そういう事実というのはありますか。なぜ配布されてるんですかということが。事前に知らなかったということであれば、お願いします。

○委員長 萩原証人。

○萩原宏紀証人 選挙期間中ですね、配布されているということが私の耳に入ってから、教育委員会の方にどういった経緯で配布されたのかという事実確認は行いました。

○委員長 他にございますか。

飯田良一委員。

○飯田良一委員 それでは私の方からも何点かお願いいたします。まず、先ほどのお答えの中で、2番の質問に対しては、選挙管理委員会への確認をお願いしました、という答えでした。ところが3番のときには、選管への確認をしたという報告があったという趣旨の答弁でございました。そこについてどちらが正解なのか。確認を、鳴滝氏に確認をお願いをただけで終わったのか。3番の答弁では、鳴滝氏の方から選管へ確認しましたというように報告を受けたようにとれる答弁でございましたので、そこについてどちらが真実なのかということをお答

えいただきたいのが1点目。2点目でございますが、これは鳴滝氏にもお聞きした質問と共通なのですが、今回のこのチラシが出たという他にですね、選挙が近い中で、または選挙期間中も含めてですが、ポスター以外で例えばSNSの発信であったり、選挙の際のいろんな各アドバイス等いろんな分野、多岐にわたると思います、そういったことが鳴滝氏との間で行われたことはあったでしょうか。以上の2点でございます。

○委員長 萩原証人。

○萩原宏紀証人 鳴滝氏に確認をしてくださいとお願いをして、確認をしましたという流れになります。

2点目の質問に関しましては、選挙期間中ライブ配信を行っておいりましたので、そのライブ配信をちょっと記憶が定かではないんですけども、何度かそちらの方をお願いしたかと思いません。選挙のアドバイス等々は一切行っておりません。

○委員長 他に質問はございますか。

他に質問がなければ、以上で萩原宏紀証人への質問を終了いたします。

萩原宏紀証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。ご退席をいただいて結構でございます。

暫時休憩いたします。

(証人退場)

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○委員長 再開します。議題2 今後の委員会の開催についてですが、本日で予定をしていました証人への尋問は終了いたしました。本日の証言を踏まえまして、今後どのように委員会を進めていくか、皆様にご協議をいただきたいと思えます。

ご意見をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○委員長 再開をいたします。それでは改めて、今後どのように委員会を進めていくかご協議をお願いします。

ご意見をお願いいたします。

休憩中に私が申し上げました形でよろしいでしょうか。その内容につきましては、尋問を終了し、専門家への依頼、それから再度委員会にて協議をすることにするという形でよろしいでしょうか。

休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時36分

○委 員 長 再開をいたします。

それではお諮ります。委員会を開催するタイミングは、委員長、副委員長、事務局との協議の上で決定をさせていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委 員 長 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

以上で本日の議題は全て終了となりますが、皆様からその他として何かございますか。ないようでしたら、以上で本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午前10時37分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和7年11月26日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 高 坂 恭 子

署名委員 土 井 秀 敏